

令和 3 年 6 月 3 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2020

課題番号：16K03341

研究課題名(和文)ひとり親家庭に対する経済的・社会的支援の日本・スウェーデン比較法研究

研究課題名(英文) A Comparative Study of Economic and Social Support for Single Parent Families in Japan and Sweden

研究代表者

中野 妙子 (Nakano, Taeko)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：50313060

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：スウェーデンの配偶者に対する遺族年金制度は男女平等かつ原則1年間の有期給付である。同国の遺族年金制度は、就労可能年齢にある者は男女ともに原則として就労による自立が可能であることを前提とする。男女の就労構造の違いや賃金格差、母子世帯の経済的困窮といった問題は存在するが、労働市場政策や年金以外の社会保障給付が担うものと整理されている。そして、同国における女性の就労率の高さの背景には、脱家族主義・普遍主義を掲げた社会サービスの発展がある。介護や保育の公的な保障が、女性を家庭責任から解放し、女性の就労の場を提供してきた。ただし、介護については、高齢化や財政悪化の影響により再家族化の傾向も指摘される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国の遺族年金制度は、男性片働きモデルを前提とし、今日においても男性よりも女性を優遇する仕組みとなっている。この問題について、平成29年最高裁判決は合憲の判断を下したが、共働きが一般化した今日においては遺族年金もより男女間の平等に配慮したものとなることが望ましい。公的な保育・介護サービスの充実によって女性の就労を支えることを前提に、男女平等の有期給付を提供するスウェーデンの遺族年金制度は、年金制度と他の社会保障制度および労働市場政策との間での役割分担を考えるうえで参考になる。

研究成果の概要(英文)：Sweden's survivor pension system for spouses is equal for men and women, and in principle provides a fixed-term benefit of one year. This system is based on the premise that both men and women of working age can, in principle, become economically independent through employment. Although there are some problems such as differences in the work structure between men and women, wage disparity, and the economic difficulties of single-mother households, these problems are considered to be the responsibility of labor market policies and social security benefits other than pensions. And behind the high rate of women's employment in the country is the development of social services that are de-familialized and universalistic. Public nursing care and childcare have freed women from family responsibilities and provided them with opportunities to work. With regard to nursing care, however, a trend toward re-familialization has been noted due to the aging population and financial deterioration.

研究分野：社会保障法

キーワード：スウェーデン 遺族年金 保育制度

## 1. 研究開始当初の背景

研究開始当初、わが国では生活保護受給世帯の約 7%を母子世帯が占め、母子世帯全体の約 15%が生活保護を受給していた。わが国の社会保障制度において、ひとり親家庭、とりわけ母子家庭に対する経済的支援としては、児童扶養手当が中心的役割を果たしてきた。これに加え、死別の場合には公的年金制度による遺族給付、また、広く児童を養育する家庭一般に対する給付である児童手当や、最低生活保障である生活保護も、ひとり親家庭を支援する役割を果たす。

しかし、ひとり親家庭に関わる社会保障制度は近年、様々な改正を受けている。近年の改正は大まかに、(a)ワークフェア化(児童扶養手当受給者に対する就労自立の義務付け等)、(b)父子家庭への対象拡大(児童扶養手当、遺族基礎年金および母子福祉制度の各改正)、(c)児童扶養手当と年金の併給制限の緩和に整理することができる。このうち(a)は、ひとり親家庭に対する就労支援が有効に機能することを前提とする。また、(c)は、ひとり親家庭に対する経済的支援として児童扶養手当よりも公的年金を優先してきた従来の制度設計が見直されたことを意味する。さらに、上記(b)および(c)に関連して、研究開始当時、地方公務員災害補償法における遺族補償給付の受給要件の男女差について、憲法 14 条との適合性を問う訴訟が提起されており、遺族年金制度の見直しを視野に入れた議論も活発であった。

## 2. 研究の目的

以上のように、ひとり親家庭に関わる社会保障制度が転換期を迎える中で、遺族年金や児童扶養手当をはじめとする金銭給付相互間の、また金銭給付と就労支援に係るサービス給付との関連性ないし機能分担を改めて議論する必要があるというのが、本研究の問題関心である。また、社会保障の制度設計においては外国の制度から示唆を得ることも重要であることから、スウェーデンの遺族年金、児童手当、生計扶助、社会福祉など、ひとり親家庭に関わる社会保障制度を制度横断的に研究し、同国においてこれら制度間の機能分担および相関関係がどのように構築されているかを明らかにすることを目指した。

日本・スウェーデンの法制度の比較法的検討を通じて、わが国における制度改革をめぐる議論への示唆を得るのが、本研究の最終的な目的である。

## 3. 研究の方法

本研究の基本的な遂行方法は、文献資料の収集およびその理論的な分析による。スウェーデン法の文献資料は主には書店を通じて取り寄せたが、インターネットで入手できない古い法律案等の立法資料や、雑誌論文については、現地において収集した。また、社会保障法分野では文献として表れていない情報・知見も多いため、スウェーデンの社会法および関連分野の研究者・専門家からのヒアリングを積極的に行うことによって、最新の情報の収集に努めた。なお、2019 年度・2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大のために現地調査を行うことができなかったが、ヒアリング予定者からメールによる資料提供を受けることなどによって代替した。

国内法についても、文献資料、裁判例の収集・分析を行うとともに、各地の研究会での研究発表や連携研究者らとの打合わせを通じて、制度分析や判例の理解について意見交換や助言を受けながら研究を進めた。

## 4. 研究成果

### (1) 遺族年金制度

#### スウェーデン

スウェーデンの遺族年金は、公的年金保険の一部に位置づけられる。同国の公的年金制度は、職業を問わず全ての者を包括する普遍的制度である。1990 年代までは、1960 年の付加年金改革による、定額の国民年金に所得比例の付加年金を上乗せする二階建ての制度であった。1998 年の抜本的な老齢年金改革により、今日では、保険料で賄われる所得比例年金を全額国庫負担の最低保障年金が補う構成になっている。遺族年金は、児童を対象とする遺児年金、配偶者を対象とする調整年金および旧制度の経過措置である寡婦年金から構成される。なお、スウェーデンでは、父母や祖父母などの配偶者以外の成人遺族に対する保障は設けられていない。

スウェーデンにおいても、かつては男性片働きモデルに基づき女性配偶者にのみ遺族年金(寡婦年金)を支給したが、1988 年改革によって男女平等かつ原則 1 年間の有期給付である調整年金へと改められた。その背景は、女性の就労が増加し、多くの女性が結婚や出産の後も就労を継続するようになり、女性の男性に対する経済的依存度が低下するとともに、家計の維持と育児に男女が共同で責任を負うようになったこと、現代の結婚は経済的に独立した個人の任意の共同生活であるという、結婚観の変化、寡婦年金の支給費用の増大という財政的理由、があった。1988 年改革による寡婦年金の廃止と調整年金の導入は、非常に大胆な改革であるが、経過措置に長い時間をかけて新制度への移行が行われている点に留意が必要である。今日でも、中高齢の寡婦の多くが経過措置である寡婦年金を受給している。

今日の調整年金は、就労可能年齢にある者は男女ともに原則として就労による自立が可能で

あることを前提に、就労所得に対する補完として位置づけられている。また、老齢年金などの他の社会保障給付との間での役割分担も明確である（例えば、65歳以降は老齢年金制度により十分な生活水準が補償されるとの考えに基づき、調整年金は65歳で打ち切りとなるなど）。もっとも、同国では女性の就労率は男性とほぼ同水準であるものの、男女の就労構造や賃金の格差は存在し、母子世帯の経済状況が厳しいことも指摘されている。しかし、これらの問題への対応は労働市場や他の社会保障給付が担うべき役割であって、遺族年金の役割ではないと整理されている。

日本

日本の遺族年金制度においては、近年の社会変化を受けた社会保障制度における男女平等に向けた改正動向にも関わらず、明確に女性を優遇する支給要件が維持されている。地方公務員災害補償法に基づく遺族補償年金の支給要件の男女格差について、最高裁平成29年3月21日判決は合憲の判断を下しているが、学説からは、性別に基づく区別については堀木訴訟の枠組みよりも厳格な審査をすべきである、雇用社会における差別から生じた実態を区別の合理性の根拠とすることが適当なのか、本判決が社会保障制度における性別に基づく区別を合憲としたことが社会の実態や性別役割分業を固定化するおそれがある、といった指摘がなされている。区別を解消することも立法府の裁量の範囲に含まれるとすれば、経過措置に十分な時間をかけることによって、男女間の平等へと社会の変化を促進していくような改正も検討する余地があるだろう。

## (2) 保育ほか福祉サービス

スウェーデン

スウェーデンにおける女性の就労率の高さの背景には、脱家族主義・普遍主義を掲げた社会サービスの発展がある。介護や保育の公的な保障が、女性を家庭内の無報酬労働から解放するとともに、女性の就労の場を提供してきた（もっとも、このことが、女性の就労が公的セクターに偏る形で、男女の就労構造の差に繋がっている）。今日では保育は学校教育に位置づけられ、親が就労・就学等をする1歳以上の児童に対する保育の提供が地方自治体の義務となっている。

一方、高齢者介護は社会サービス（社会福祉制度）の一部に位置づけられているが、1990年代以降の財政悪化や社会福祉政策の重点の変化を背景とする高齢者福祉サービスの削減により、介護の再家族化の傾向が指摘される。具体的には、社会サービスの支給権の有無を判断する際に、家族による介助の可能性を考慮することによって、社会サービスの供給が抑制されている。

日本

日本では、2012年に成立した子ども・子育て関連3法による児童福祉法改正により、市町村の保育実施義務の対象となる児童の範囲が拡大された。また、子ども・子育て支援新制度では、支給認定と利用する施設・事業者の決定が区別され、子どもが置かれている環境から客観的に保育ニーズが認められれば、支給認定を受けられる仕組みとなった。以上のような制度改革の効果として、保育サービスの利用児童数・利用率の増加がみられる。保育サービスの供給面では、2012年改正による認可制度の改善、家庭的保育事業の実施主体の拡大、および小規模保育事業等の法制化により、多様な事業者の参入と、それに伴う保育サービスの量的拡大が進んでいる。

他方で、保育の受け皿が拡大したにもかかわらず、待機児童数は依然として高い水準にある。その背景としては、女性の就労の増加や、施設整備による潜在的な保育需要の顕在化、対象児童の範囲拡大やニーズ判定の客観化による需要の顕在化などが考えられる。子ども・子育て支援法は地域型保育の対象を原則として3歳未満児に限定することで低年齢児の待機児童問題の解消を図ろうとするが、需要の増大に追いついていないのが現状であるうえ、3歳児に保育所等に入所できず行き場を失う「3歳の壁」の問題も存在する。また、政府は、2016年改正で法制化された企業主導型保育事業を保育所に準じる受け皿として位置づけている。しかし、企業主導型保育事業はあくまで認可外保育施設であり、利用者負担や行政による監督の程度に差があること、認可外保育施設の認可化を推進するという子ども・子育て支援新制度の本来の趣旨に反しうること、といった問題が存在する。

介護についても、1997年に制定された介護保険制度は、介護の社会化によって家族を介護の負担から解放することを目的の一つとしていた。しかし、実際には、介護保険は全ての介護ニーズをカバーする制度とはなっておらず、現実には介護保険の導入後も家族がインフォーマルな介護を担っている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 中野妙子	4. 巻 156巻1号
2. 論文標題 社会保障における所得再分配の現状と課題 - 老齢年金を主たる題材として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 47-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 中野妙子	4. 巻 1521
2. 論文標題 定員超過を理由とする保育所入所不承諾と市町村の保育実施義務 - 三鷹市保育所入所不承諾国家賠償訴訟	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 142-145
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 中野妙子	4. 巻 27
2. 論文標題 子どもの保育 - - 子ども・子育て支援新制度の効果と課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 89-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 中野妙子	4. 巻 32
2. 論文標題 スウェーデンにおける遺族年金の概要と理念	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 社会保障法	6. 最初と最後の頁 129-138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野妙子	4. 巻 1496
2. 論文標題 制度を特定しない相談者に対する特別児童扶養手当の教示義務	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 107-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計12件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 中野妙子
2. 発表標題 社会保障と所得再分配 - 社会保障法の視点から
3. 学会等名 関西社会保障法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中野妙子
2. 発表標題 子どもの保育
3. 学会等名 名古屋大学労働判例研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中野妙子
2. 発表標題 三鷹市保育所入所不承諾国家賠償訴訟
3. 学会等名 東京大学労働判例研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Taeko NAKANO
2. 発表標題 The equal treatment in the social security system in Japan
3. 学会等名 Seminar arranged by the Norma Research Programme and the Law and Vulnerabilities Programme, Lund University, Sweden
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中野妙子
2. 発表標題 スウェーデンにおける遺族年金の概要と理念
3. 学会等名 日本社会保障法学会第70回秋季大会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>日本法に関する研究成果の一部は、所属機関の公開講座を通じて、広く一般に対しても発表した。  <a href="http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/public/koukaikouza/">http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/public/koukaikouza/</a></p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
連携研究者	柴田 洋二郎  (Sibata Yojiro)  (90400473)	中京大学・法学部・准教授    (33908)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------